

April
2018

社会保険労務士佐藤秀樹事務所

事務所通信

4月は入学、就職、転勤等、新生活が始まる季節です。
夢と希望に満ち溢れているこの時期、心も新たに頑張っていきたいと思います。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2018年4月号

- 変更となった雇用上限期間の
到来で退職する人の離職票の
離職理由
- パートが2箇所で勤務する際の
労働時間に関する注意点
- マイナンバーの利用開始に伴い
変更となった
社会保険手続きの様式
- 平成30年3月5日から利用が開始
された社会保険手続きにおける
マイナンバー

社会保険労務士佐藤秀樹事務所
香川県木田郡三木町氷上3929-2
TEL : 087-812-0868 / FAX : 087-812-0877

変更となった雇用上限期間の到来で 退職する人の離職票の離職理由

雇用保険の離職証明書（離職票）には、会社が把握した離職理由を記載することになっています。平成30年4月1日から、改正労働契約法による無期転換ルールへの適用が本格化することに伴い、無期転換申込権が発生する前に雇止めする事案が発生していることから、有期契約労働者の更新上限到来による離職票の離職理由に関する取扱いが変更となりました。

1. 有期契約労働者の離職理由

有期契約労働者が雇用契約期間の満了で退職する場合、離職票の離職理由は「労働契約期間満了によるもの」として扱われることになっており、1回の契約期間、通算契約期間、契約更新回数、直前の契約更新時に雇止め通知があったかなどを記入することになっています。ただし、採用のときにあらかじめ更新上限の期間が定められており、その上限で退職するときには「採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」になります。

2. 取扱い変更の対象となる人

今回、離職理由の取扱い変更の対象となる人は、有期契約労働者で雇用契約期間の満了で退職した人のうち、更新上限が到来したことにより離職し、かつ次の①～③のいずれかに該当する場合です。

- ①採用当初はなかった契約更新上限がその後追加された人、又は不更新条項が追加された人
- ②採用当初の契約更新上限が、その後引き下げられた人

- ③平成24年8月10日以後に締結された4年6ヶ月以上5年以下の契約更新上限が到来したことにより離職した人（※）

※定年後の再雇用に関し定められた雇用期限到来は除きます。また、平成24年8月10日前から同一事業所の有期雇用労働者に対して、4年6ヶ月以上5年以下の契約更新上限が設定されていた場合を除きます。

3. 離職票の記載方法

2. の①～③のいずれかに該当する場合には、離職票の「採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」を選択したうえで、「労働契約期間満了による離職」の際に記入する項目である「1回の契約期間、通算契約期間、契約更新回数」に事実関係を記入することになります。さらに、「具体的事情記載欄（事業主用）」にも①～③の理由を記載します。

また、採用当初の雇用契約書と最終更新時の雇用契約書など、それぞれの事情が分かる書類を添付することも求められます。

なお、平成30年3月30日からは離職票の様式が変更になり、記入方法が整理される予定です。ただし、新しい様式は3月30日間際にならないと公開されない予定となっています。

一般的に、あらかじめ定められた雇用期限到来による離職の場合は一般受給資格者となりますが、今回の離職理由の取扱い変更により、特定受給資格者又は特定理由離職者へ受給資格が変更となり、給付日数が増えることがあります。離職票の離職理由の書き方に応じて受給資格が決定されるため、離職票作成には細心の注意を払う必要があります。

パートが2箇所勤務する際の 労働時間に関する注意点

このコーナーでは、人事労務管理で頻繁に問題になるポイントを、社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。

先日、パートタイマー（以下、「パート」という）から、当社で勤務をした後に、他社でも働きたいという相談を受けました。過重労働等の心配がないことから問題ないと考えていますが、何か注意すべき点がありますでしょうか？



総務部長

国としてはパートに限らず、正社員についても副業・兼業を認めていこうという考えがあり、先日、厚生労働省から「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が示されました。これに併せてホームページでQ&Aが公開されていますが、その中で押さえておきたい点が労働時間に関する取扱いになります。今回は2箇所勤務したときの労働時間に関する注意点についてお伝えします。



社労士

わかりました。ちなみに当社のパートは、1日6時間・週5日勤務です。



労働時間のカウントは人単位で考えることになっており、事業場（会社）が異なる場合であっても通算して取り扱うことになります。例えば、貴社で6時間、次の会社（A社）で3時間勤務をした場合、A社で法定労働時間の8時間を超えることになることから、A社が1時間分の割増賃金を支払う必要があります。一般的には、後から契約した会社の方で割増賃金を支払うことになります。



なるほど。法定労働時間を超える場合は、後から契約した会社の方で割増賃金の支払いが必要になるのですね。



ただ、これはあくまで一般的な考え方であり、貴社で6時間勤務のところを2時間残業してもらい、A社で3時間勤務をした場合には、貴社でもこの2時間の残業に対して割増賃金を支払う必要があります。



なぜ、そのようになるのですか？当社は先に労働契約を結んでおり、当社で働いた時間は1日の法定労働時間に収まっていますが。



これについては、2社を合算した所定労働時間が、既に法定労働時間に達していることを知りながら労働時間を延長するときは、先に労働契約を結んでいた会社も含めて、それぞれの会社で割増賃金を支払う必要があるからです。様々な事例がQ&Aに載っていますので、一度確認してみると良いですね。



そうします。このような割増賃金の取扱いについて注意点があることから、従業員が2箇所での勤務を希望する場合、必ず会社に報告してもらうことが必要ですね。また具体的な話が出てきましたら、相談します。



【ワンポイントアドバイス】

1. 2箇所での勤務を行う場合、労働時間のカウントとしては人単位で行うことになり、2箇所を通算して法定労働時間を超える場合は割増賃金の支払いが必要である。
2. 従業員が2箇所勤務を行う場合、会社に必ず報告してもらうとともに、どのような事項を報告してもらうのか、社内でルールを検討しておくことが求められる。

※参考リンク 厚生労働省「副業・兼業」<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

マイナンバーの利用開始に伴い 変更となった社会保険手続きの様式

所得税等におけるマイナンバーの利用は平成28年1月から開始されましたが、日本年金機構における利用は一旦、延期されてきました。平成30年3月5日から日本年金機構における事業所の手続きについても、マイナンバーの利用が開始され、各種様式が大幅に変更されています。

1.変更となった様式

マイナンバーの利用開始に伴い、「基礎年金番号」欄が「個人番号または基礎年金番号」欄に変更されましたが、これ以外にも縦型、横型が混在していたり、大きさが統一されていなかったりしたもののについて、主要なものがA4サイズの縦型に統一されました。更に、これまでは3枚複写となっていた「健康保険被扶養者（異動）届」および「国民年金第3号被保険者関係届」については、1枚の様式となりました。

2.統合された様式

今回、様式の変更のみが行われたものもありますが、2つの様式が1つに統合されたものもあります。例えば、従業員が70歳になったときには、これまで「厚生年金保険 被保険

者資格喪失届」および「厚生年金保険 70歳以上被用者該当届」の2枚を提出していましたが、3月5日からは2つの様式が「厚生年金保険 被保険者資格喪失届 厚生年金保険 70歳以上被用者該当届（70歳到達届）」という1枚の様式に統合されて提出できるようになっています。統合や変更が行われた主な様式は下表のとおりです。

3.その他の変更点

これらの様式の変更と共に、届出を行った後の決定通知書の様式やレイアウトが変更になっています。また、初めて年金制度に加入した従業員に発行されている年金手帳について、これまで決定通知書と併せて発送されていましたが、別に発送されることになっています。

■統合および変更となった主な様式

旧様式		新様式
・健保 厚年 被保険者資格取得届 ・厚年 70歳以上被用者該当届	→	・健保 厚年 被保険者資格取得届／厚年70歳以上被用者該当届
・健保 厚年 被保険者資格喪失届 ・厚年 70歳以上被用者不該当届	→	・健保 厚年 被保険者資格喪失届／厚年70歳以上被用者不該当届
・厚年 被保険者資格喪失届 ・厚年 70歳以上被用者該当届	→	・厚年 被保険者資格喪失届／厚年 70歳以上被用者該当届（70歳到達届）
・健保 被扶養者（異動）届 ・国民年金 第3号被保険者関係届	→	・健保 被扶養者（異動）届／国民年金 第3号被保険者関係届
・健保 厚年 産前産後休業取得者申出書 ・健保 厚年 産前産後休業取得者変更（終了）届	→	・健保 厚年 産前産後休業取得者申出書／変更（終了）届
・厚年 養育期間標準報酬月額特例申出書 ・厚年 養育期間標準報酬月額特例終了届	→	・厚年 養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届

※健保＝健康保険 厚年＝厚生年金保険

様式変更当初は、旧様式も利用できることになっていますが、日本年金機構では早めに新様式に切り替えることを勧めています。

平成30年3月5日から利用が開始された 社会保険手続きにおけるマイナンバー

平成29年11月13日から、マイナンバー制度における情報連携の本格運用が開始されました。これに伴い協会けんぽでは、高額療養費の申請の際に、一部の被保険者で必要になっていた「（非）課税証明書」の省略ができるようになるなど、利便性が向上しています。そして平成30年3月5日からは、日本年金機構における事業所の手続きについてもマイナンバーの利用が開始されましたので、変更点を確認しておきましょう。

1.変更となる届出様式へ記載

現在、公的年金の管理には、基礎年金番号が利用されていますが、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けが進められてきており、マイナンバーで届出を行うことで、基礎年金番号を照会できるようになっています。そして、3月5日以降の日本年金機構への届出については、「基礎年金番号」欄が「個人番号または基礎年金番号」欄に変更され、原則として、マイナンバーを利用して届出をすることになりました。なお、マイナンバーを提供することが難しいときには、基礎年金番号を利用することも認められています。

2.収集不要となる基礎年金番号

従来、資格取得の際に年金手帳で基礎年金番号を確認すること等により資格取得手続きを進めていましたが、マイナンバーを届け出たときには、基礎年金番号を届け出る必要はなく、日本年金機構から返送される通知によ

り従業員の基礎年金番号を把握することができます。そして、資格取得届より後の届出は把握した基礎年金番号で行うという流れで手続きを進めることも考えられます。

3.マイナンバー利用により 不要となる手続き

マイナンバーの利用により、日本年金機構が住基ネットから最新の住所情報等を取得し更新することができるようになります。そのため、マイナンバーを届け出ている従業員については、住所変更および氏名変更の届出が省略できます。

また、2.でとり上げた資格取得届について、マイナンバーを記入したときは、従業員の住所を記入する必要はありません。

なお、マイナンバーの利用は開始されましたが、現場ではまだ取扱いが定まっていないものもあるようです。引き続き最新情報に注目していきましょう。

マイナンバーを利用して手続きを行うときには、マイナンバー法に基づく本人確認措置を行わなければなりません。具体的には、提供されたマイナンバーが正しいものであることを確認する番号確認と、マイナンバー提供を行っている人が番号の正当な持ち主であることを確認する身元（実在）確認の2つを行うことになります。先行して利用が開始されていた所得税や雇用保険において実施されているかとは思いますが、この機会に改めて必要な措置について振り返っておきましょう。

全体的には増加傾向にある 学歴別初任給

新年度の始まりである4月は、新入社員が加わる時期でもあります。ここでは、新入社員が初めて手にする給与、初任給に関するデータをご紹介します。

産業計は男女とも28年を上回る

厚生労働省の調査結果（※）から、業種別に平成29年の性、学歴別初任給をまとめると、下表のとおりです。産業計は男女ともに、すべての学歴で28年の金額を上回りました。28年も同様で、初任給は2年連続で増加を続けています。なお、大学卒、高専・短大卒、高校卒は28年が過去最高だったことから、29年はそれを更新したことになります。

業種別にみると、建設業や情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業などは、産業計を上回る学歴が多くなっています。反対に、ほとんどの学歴で産業計を下回る業種もあり、業種間の格差がみられます。

人材不足が依然として続く中、新卒採用活動を行う企業は少なくないでしょう。新卒採用を行う企業にとって以下のデータは、採用時の参考になるのではないのでしょうか。

平成29年業種別、性、学歴別初任給（千円）

産業	男女計				男性				女性			
	大学院 修士課 程修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	大学院 修士課 程修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	大学院 修士課 程修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒
産業計（29年）	233.4	206.1	179.2	162.1	233.6	207.8	180.6	164.2	232.4	204.1	178.4	158.4
産業計（28年）	231.4	203.4	176.9	161.3	231.7	205.9	179.7	163.5	229.7	200.0	175.2	157.2
産業計（27年）	228.5	202.0	175.6	160.9	228.5	204.5	177.3	163.4	228.5	198.8	174.6	156.2
鉱業、採石業、砂利採取業	250.8	218.8	-	166.9	251.0	221.1	-	170.0	249.8	214.5	-	149.3
建設業	237.1	208.7	181.7	169.7	236.2	210.9	183.1	171.0	242.3	202.8	178.5	162.1
製造業	230.9	203.2	177.7	162.2	231.4	204.4	178.7	163.5	227.9	200.8	175.5	158.7
電気・ガス・熱供給・水道業	225.7	200.9	180.0	163.0	226.0	200.9	180.0	163.2	224.0	200.9	179.9	161.7
情報通信業	237.4	215.0	189.3	164.6	236.5	214.3	188.1	163.6	240.7	216.4	192.2	165.6
運輸業、郵便業	217.2	195.0	173.6	160.5	216.1	197.3	174.2	160.5	223.6	191.9	173.3	160.6
卸売業、小売業	240.1	207.2	176.4	161.6	241.1	207.3	177.0	164.6	236.7	207.0	175.8	158.7
金融業、保険業	229.5	205.4	170.7	148.8	228.3	210.1	193.4	147.0	233.2	201.9	169.3	148.9
不動産業、物品賃貸業	233.1	210.7	178.1	161.5	233.8	215.9	181.9	166.2	230.7	204.2	176.5	157.6
学術研究、専門・技術サービス業	236.1	213.9	182.6	166.7	237.6	217.0	183.6	168.4	231.1	210.0	181.6	159.2
宿泊業、飲食サービス業	193.7	194.5	168.2	157.6	-	199.7	168.2	159.2	193.7	192.1	168.3	156.9
生活関連サービス業、娯楽業	209.1	207.2	173.3	165.0	227.4	213.8	178.8	169.1	190.9	200.9	171.1	163.7
教育、学習支援業	247.0	206.4	179.2	157.3	244.9	213.9	177.0	164.2	249.7	203.2	179.4	149.2
複合サービス事業	205.1	177.9	158.5	148.3	200.3	177.5	159.3	148.4	224.0	178.6	158.1	148.1
サービス業（他に分類されないもの）	220.6	199.2	175.9	163.5	224.1	200.2	179.3	164.5	210.7	197.7	170.0	160.4

厚生労働省「平成29年賃金構造基本統計調査結果（初任給）の概況」より作成

（※）厚生労働省「平成29年賃金構造基本統計調査結果（初任給）の概況」

10人以上の常用労働者を雇用する民間事業所のうち、有効回答を得た事業所の中で新規学卒者を採用した15,903事業所を対象に、初任給が確定している15,378事業所について集計したものです。詳細は次の厚生労働省のサイトで確認いただけます。<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/17/index.html>

IPAが情報セキュリティ 10大脅威 2018を決定

今年1月末に仮想通貨の流出事件が発生するなど、情報セキュリティに関する事件や事故は、依然として後を絶ちません。こうした中、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）は1月30日に、「情報セキュリティ10大脅威 2018」を発表しました（※）。

■ 標的型攻撃による情報流出が1位に

上記発表は、2017年に発生した社会的に影響が大きかったと考えられる情報セキュリティにおける事案から、IPAが脅威候補を選出、10大脅威選考会が決定したものです。そのうち「組織」の10大脅威をまとめると、下表のとおりです。1位は「標的型攻撃による情報流出」、2位は「ランサムウェアによる被害」となりました。

「組織」の10大脅威

順位	脅威	昨年順位
1位	標的型攻撃による情報流出	1位
2位	ランサムウェアによる被害	2位
3位	ビジネスメール詐欺	ランク外
4位	脆弱性対策情報の公開に伴い公知となる脆弱性の悪用増加	ランク外
5位	セキュリティ人材の不足	ランク外
6位	ウェブサービスからの個人情報の窃取	3位
7位	IoT機器の脆弱性の顕在化	8位
8位	内部不正による情報漏えい	5位
9位	サービス妨害攻撃によるサービスの停止	4位
10位	犯罪のビジネス化（アンダーグラウンドサービス）	9位

IPA「情報セキュリティ10大脅威 2018」より作成

■ 新たに選定された脅威の概要

次に、昨年のランク外から新たに10大脅威に選ばれた、「ビジネスメール詐欺」と「脆弱性対策情報の公開に伴い公知となる脆弱性

の悪用増加」の概要をIPA発表資料からご紹介します。

◆ビジネスメール詐欺

「ビジネスメール詐欺」（Business E-mail Compromise：BEC）は巧妙に細工したメールのやりとりにより、企業の担当者を騙し、攻撃者の用意した口座へ送金させる詐欺の手口である。詐欺行為の準備としてウイルス等を悪用し、企業内の従業員の情報が窃取されることもある。これまでは主に海外の組織が被害に遭ってきたが、2016年以降、海外取引をしている国内企業でも被害が確認されている。

◆脆弱性対策情報の公開に伴い公知となる脆弱性の悪用増加

脆弱性対策情報の公開は、脆弱性の脅威や対策情報を広く呼び掛けられるメリットがある。一方、その情報を攻撃者に悪用され、対策前のシステムを狙う攻撃が行われている。また、近年では脆弱性情報の公開後、その脆弱性を悪用した攻撃が本格化するまでの時間が短くなっている傾向がある。

情報セキュリティ上の脅威には、様々なものがあります。脅威に関する情報収集を行い、自社に必要な対応策を実施していくことが大切です。

（※）IPA「情報セキュリティ10大脅威 2018」を決定

ここでは組織の10大脅威を取り上げましたが、個人の10大脅威も発表しています。また脅威の概要等については、次のURLのページから確認いただけます。<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/10threats2018.html>

4月から新入社員を受け入れる事業者は、オリエンテーションをしっかりと行いましょう。また、月末からのゴールデンウィークは、休業日状況の確認を行いましょう。

2018年4月

お仕事備忘録

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

3. 社会保険料の変更

4. 労働契約法第18条による無期転換申込権の発生

5. 労働者名簿の調製

6. 新入社員のオリエンテーション

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法が特別徴収である事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までに（平成30年は4月16日までに）その社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

5月のはじめは、ゴールデンウィークによる連休でバタバタしがちです。
毎月10日が納付期限の源泉所得税や住民税等の支払には、注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくといでしょう。

3. 社会保険料の変更

平成30年4月より労災保険率が改定され、全54業種平均で0.2/1000の引下げ（4.7/1000 → 4.5/1000）となります。30年度の雇用保険料率は、29年度より変更はありません。

	保険料率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	1000分の9	1000分の6	1000分の3
農林水産・清酒製造の事業	1000分の11	1000分の7	1000分の4
建設の事業	1000分の12	1000分の8	1000分の4

健康保険料率、介護保険料率も3月分（4月納付分）から変更となります。国民年金保険料は4月より引き下げられ、月額16,340円となります。

4. 労働契約法第18条による無期転換申込権の発生

平成25年4月以降に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年を超えると、労働契約法による無期転換申込権が発生します。30年4月以降、権利が発生した従業員への対応が必要です。

5. 労働者名簿の調製

新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から3年間は必ず保存しておくことになっています。

6. 新入社員のオリエンテーション

入社オリエンテーションでは、主に次のような事項を説明しなければならないので、もれのないように注意します。また新入社員への配付物あるいは新入社員からの提出物を確認しましょう。提出の必要な書類と提出期限を記載した資料を配付すると、提出もれを防止できます。

◆主な説明内容

◇労働条件の説明 ◇社内ルール ◇諸届の方法 ◇年間行事予定

◆主な渡し物

◇貸与物品 ◇配付物品

◆主な提出物

◇誓約書 ◇身元保証書